令和７年度照古苑介護保険サービス利用者負担の独自軽減制度

１　目的

物価高騰により高齢者及びそのご家族（以下「ご家族等」という。）の負担は重くなっているものと拝察いたします。

ご家族等が家計負担を節約するために、介護保険サービスの利用を控えることは高齢者の日常生活自立度の低下を招き、ご家族の介護負担が増える恐れがあります。

照古苑は、「利用者の心身機能の維持と向上、社会的孤立の防止、生活面の介助に加え、ご家族の介護負担軽減」を目的とする介護保険サービスを可能な限り利用できる支援策として、介護保険サービス利用料金を一部軽減する独自の軽減制度（以下「独自軽減制度」という。）を設けるものです。

２　独自軽減制度の対象者等

（１）独自軽減制度の対象者

「生活保護制度」、「養護老人ホーム措置制度」又は「社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度」の対象とならない利用者を対象者とします。

（２）「生活保護制度」、「養護老人ホーム措置制度」又は「社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度」の対象者は、この独自軽減制度を利用することはできません。

３　独自軽減制度の対象サービス（サービス事業所名）

（１）通所介護サービス（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）

ア　照古苑デイサービスセンター

イ　ウェルネス照古苑いきいき道場

ウ　照古苑ひまわりホームデイサービス

（２）短期入所生活介護サービス（介護予防サービスを含む。）

ア　照古苑ショートステーション

イ　照古苑ひまわりホームショートステイ

４　利用料金軽減予定額等

（１）軽減の割合

介護サービス利用料自己負担額（１割～３割）の原則４分の１（以下「軽減予定額」という。）を軽減します。

（２）軽減の時期

軽減予定額を差し引いた利用料金が口座引落又は照古苑への納入を確認した時点で、照古苑が利用者に代わって軽減予定額を対象事業所に支払います。

（３）軽減の制限

利用月の２カ月後（利用月の翌々月）までに支払いが完了していない利用者の利用料軽減は行わず、介護サービス利用料自己負担額（１割～３割）の全額をお支払いいただきます。

５　軽減期間

軽減期間は、令和７年５月から令和８年３月までとします。